

プロポーザル方式回答書

令和4年8月24日

米子市水道事業管理者  
水道局長 朝妻博樹

米子市水道料金及び下水道使用料徴収等業務委託公募型プロポーザル方式に係る、質問について次のとおり回答します。

No	書類名 (ページ、箇所)	質問内容	回答内容
1	仕様書（労務部門関係） P3 （事務所及び窓口の設置場所）第5条	窓口に設置予定の電話機台数および電話回線数をご教示ください。	現状4回線、14子機を使用しておりますが、甲、乙協議の上、決定とします。
2	仕様書（労務部門関係） P9 （委託業務の内容） 第18条 7開閉栓業務	開閉栓業務に水道メーターの取付け、取外し、交換作業は含まれますか。含まれる場合、想定される業務量をご教示ください	受託事業者または、米子管工事業協同組合へ甲からの依頼を想定しております。 メーター取付：約50件/年（再開栓） メーター交換：約400件/年（開栓時検満） メーター撤去：約30件/年（宅内メーター閉栓、解体に伴う閉栓） ※宅内メーター及び急な対応は受託事業者の必須とします。上記のうち、約60件/年を想定しております。
3	仕様書（労務部門関係） P17 （検針員等の雇用） 第40条	現在の検針員および嘱託集金人の出勤日数および労務費をご教示ください。また、検針データの送受信場所として、境港営業所を拠点とされている検針員の人数をご教示ください。	検針員1か月あたりの出勤日数は約17日/人、労務費は約23万円/人（16人）です。 嘱託集金人の1か月あたりの出勤日数は約14日/人、労務費は約17.3万円/人（3人）です。 境港営業所の検針員は3人です。

4	〃	嘱託集金人の集金件数をご教示ください。	委託集金人 3 人で 2,810 件 / 年の件数を対応しております。
5	仕様書（労務部門関係） P28 (2) 収納サイクルの流れ 9	督促状について、2 か月後発送分、4 か月後発送分、6 か月後発送分のそれぞれの件数をご教示ください。	使用者に対する督促状発行件数は以下のとおりです。 2 か月後発送分：約 1,300 件 4 か月後発送分：約 600 件 6 か月後発送分：約 300 件
6	仕様書（労務部門関係） P28 (2) 収納サイクルの流れ 11	給水停止予告書は廃止し、給水停止通知書に一本化するという認識でよろしいでしょうか。	催告状に給水予告書を併合することが可能か検討中です。 要件定義の際に協議いたします。
7	仕様書（電算部門関係） P1 (業務概要) 第 2 条 (2)	「現行システムにおいて J I S・標準外外字(拡張漢字、拡張非漢字及び外字)を利用しており、対応に努めること。」とありますが、外字ファイルは貴局からご提供いただける想定でよろしいでしょうか。また、正字化により外字を無くしていく検討も可能でしょうか。	帳票出力時に文字化けを正字化する対応で問題ありません。
8	仕様書（電算部門関係） P2 (業務書類等) 第 4 条 3 (3)	その他関連する書類とありますが、想定している書類についてご教示ください。	第 4 条第 3 項 1 号及び 2 号以外に提出可能な書類がある場合は、ご提出ください。その他関連する書類がない場合は、提出不要です。
9	仕様書（電算部門関係） P2 (データの移行) 第 5 条 3	「年間の総集計の確認作業のためのデータ移行を行うこと。」とありますが、この確認作業は現行システムとの数値の整合性を確認するための検証対応用という理解でよろしいでしょうか(突合作業については、第 5 条 5 で提示されているため確認)。	お見込みのとおりです。

10	仕様書（電算部門関係） P3 （構築システム及び賃 貸借機器の検査） 第6条 2	「賃貸借機器」と記載があり ますが、システムの機器は全 て賃貸借契約ということ でしょうか。	甲職員の使用分を想定して おりますが、甲、乙協議の上、 決定とします。
11	”	「賃貸借機器」と記載があり ますが、p 2-（データの移 行）-第5条-7に「契約期間 が満了し、又は契約が解除さ れた場合の機器の所有権は、 甲が有することとする」と記 載があります。 契約期間中は賃貸借で受託 者に所有権があり、契約解除 後は貴局に所有権を移すとい う認識で良いでしょうか。 また、貴局に所有権を移す際 は、別途なんらかの売買契約 が行われるという認識で良 いでしょうか。	No. 10 の回答のとおりです。
12	”	「賃貸借機器」と記載があり ますが、機器にインストール されるアプリケーション類 も賃貸借でしょうか。 異なる場合、契約解除後はア ンインストールする想定で しょうか	No. 10 の回答のとおりです。
13	仕様書（電算部門関係） P3 （システムの設置場所 及び通信回線） 第7条 3（3）	通信データ制御が可能であ ること。とありますが、想定 する制御について、ご教示く ださい。 （※他同内容の質問あり）	伝送制御（回線・データリン ク・同期・誤り・ルーティン グ）を想定しています。

14	仕様書（電算部門関係） P5 （官公署等に対する情報提供） 第 15 条	「鳥取県、境港市及び西伯郡日吉津村の使用水量、金額等のデータ作成は、スケジュールに基づき処理すること。」とありますが、当月分の調定データを作成するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	仕様書（電算部門関係） P5 （システム開発に関する基本的事項） 第 17 条（2）	「改元、料金改定、消費税改正（適格請求書等保存方式「インボイス」への対応含む。）、市長名変更、水道事業管理者名変更、公印の印影変更、金融機関統廃合、通知文書の変更及び通常発生すると想定されるシステムの設定変更等についても、費用発生しないシステムとする。」とありますが、こちらは複雑なロジックを含まない単価改定や税率の変更等のように簡易的な対応の想定で問題ないでしょうか。	問題ありません。
16	”	改元、料金改定、市長名変更、水道事業管理者名変更、公印の印影変更、金融機関統廃合、通知文書の変更について、想定する回数をご教示いただけますでしょうか。 また設定変更後の検証対応（料金検証、税額検証、印字・印刷確認等）も費用が発生しない要件に含まれるという理解でよろしいでしょうか。 前提条件を明らかにして、見積精度を高めたいと考えております。	想定回数 5年間で5回程度 検証対応については、お見込みのとおりです。

17	〃	<p>料金改定の予定があればご教示ください。</p> <p>また、通知文書の変更について、どの程度の作業量を想定されているかご教示ください。</p>	<p>水道料金については未定です。</p> <p>下水道使用料は令和6年度改定予定です。</p> <p>通知文書の変更については、A/B地区 1~2回程度/年を想定しております。</p>
18	〃	<p>例えば保守対応費用の上限等、費用が発生しない目安や条件等がありますでしょうか。(年間〇人日程度を見込む等)</p>	<p>無償対応の範囲は、保守費用の上限内を想定しています。</p>
19	仕様書(電算部門関係) P7 (庁舎内ネットワーク) 第20条	<p>「料金システムが利用する庁舎内ネットワーク回線については、甲が用意したものを使用する」と記載がありますが、「ネットワーク回線」は、具体的には何を意味するのでしょうか。(ハブ、LANケーブル、電源は含みますでしょうか。)</p>	<p>ハブ、LANケーブル、電源等になります。</p>
20	〃	<p>「お客さまセンター」部分のシステムを稼働させるために必要な機器は全て受託者で用意し、「庁舎内」部分の「ネットワーク回線」のみ貴市で用意するという認識で良いでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
21	仕様書(電算部門関係) P7 (その他通信回線) 第21条	<p>「コンビニ収納等のデータ通信回線については、甲が用意するネットワーク回線を使用する」と記載がありますが、データ受信の仕組みに関しても貴市で用意するという認識で良いでしょうか。</p> <p>受託者で用意する場合は、どのような方法で行う予定かをご教示願います。</p>	<p>お見込みのとおり、甲が用意するPCで受託者側がデータ受信を行う想定です。記憶媒体に保存したデータをクライアントPCへ取込みをしていただく想定です。</p>

22	〃	<p>コンビニ収納等の「等」には、銀行データ送受信も含まれますでしょうか。</p> <p>含む場合、銀行データ送受信の仕組みに関しても貴市で用意するという認識で良いでしょうか。また、受託者で用意する場合は、どのような方法で行う予定かをご教示願います。</p>	<p>銀行データ送受信については、別系統の回線（庁内 LAN）を使用するため、原則として甲職員で対応する想定です。記憶媒体に保存したデータを受託者側へ提供いたしません。</p> <p>受託者側においては、クライアント PC へのデータ取込みをしていただく想定です。</p>
23	<p>仕様書（電算部門関係） P8 （障害対策） 第 25 条 （2）</p>	<p>「サーバー及びクライアントに無停電電源装置を備えること」と記載がありますが、運用上の重要性の観点から適切と思われる一部クライアントにのみ無停電電源装置を用意し、できる限り速やかな復旧を行う想定ですが問題ないでしょうか。</p>	<p>ノート PC 等設置など作業停電時においても一部クライアントが使用可能であれば問題ありません。（サーバーに無停電電源装置取付済が前提です）</p>
24	<p>仕様書（電算部門関係） P8 （障害対策） 第 25 条 （3）</p>	<p>「障害発生時の切り替えを自動で行えること」と記載がありますが、どのような障害時のどのような切り替えの想定かご教示ください。（停電時にサーバーの電源を予備電源に自動で切り替える等）</p> <p>また、上記の想定がどうしても人の手が必要となる場合、短時間での手動での切り替えを前提とすることで代替の提案としてよろしいでしょうか。</p>	<p>30 分程度で復旧が見込めない場合のメインサーバーからサブサーバーへの切替を想定しています。</p> <p>停電時にサーバー電源を予備電源に自動及び手動切替で対応可能な場合は問題ありません。</p>
25	<p>仕様書（電算部門関係） P8 （障害対策） 第 25 条 （4）</p>	<p>障害発生時の代替機とはクライアント PC の認識でよろしいでしょうか。また、台数のご指定があればご教示ください。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>台数は、甲使用分 3 台程度を想定しています。</p>

26	”	「障害発生時に備え代替機等を用意すること」と記載がありますが、運用上の重要性の観点から適切と思われる一部機器のみ代替機を用意し、できる限り速やかな復旧を行う想定でおりますが問題ないでしょうか。	問題ありません。 台数は No25 の回答のとおりです。
27	仕様書（電算部門関係） P8 （障害対策） 第 25 条（5）	システム機器の障害発生等緊急時には、30 分以内に遠隔で対応とありますが、開庁時間外においても適用されるのでしょうか。ご教示ください。	30 分以内の対応は開庁時間内を想定しています。 ただし、開庁時間外についても宿日直を配置しての営業を行うため、可能な範囲での対応を期待します。
28	仕様書（電算部門関係） P9 （システムに対する機能要件） 第 26 条 5（2）	簿冊番号及び使用者内部番号で管理できること。とありますが使用者内部番号とはどのようなもののでしょうか。ご教示ください。	使用者内部番号とは、仕様書（電算部門関係）第 26 条 5（1）の任意付番と同じ番号で管理している番号です。
29	仕様書（電算部門関係） P10 （システムに対する機能要件） 第 26 条 7（6）	「将来の無線検針を行った場合へのシステム対応ができること。」と記載がありますが、例えばスマートメーター経由の検針情報の取得なのか、若しくは近距離（数 10 メートル等）での通信による検針情報の取得なのか等、現時点での想定をご教示ください。  （※他同内容の質問あり）	スマートメーターでの検針と、近距離（数 10 メートル等）の検針情報の取得を想定しています。 システム対応が可能であればどちらでも問題ありません。
30	仕様書（電算部門関係） P10 （システムに対する機能要件） 第 26 条 8（1）	「システムとのデータ送受信が容易にできること。」とありますが、閉域網内での SIM 通信、閉域網内での WI-FI 通信について許可していただけるかご教示ください。	閉域網内での SIM 通信、Wi-Fi 通信を許可しますが、Wi-Fi 通信については、管理された端末からの通信に限定されること、クライアント認証を行うことが条件となります。

31	仕様書（電算部門関係） P10 （システムに対する機能要件） 第 26 条 8 (5)	「作成した検針データ毎に、任意のメッセージ出力が可能であること。」と記載がありますが、モバイル端末画面への個別出力機能とお知らせ票への出力（データ作成時に設定することで抽出対象に共通メッセージ表示）を想定していますが、問題ないでしょうか。	個別出力と共通出力の想定で問題ありません。
32	仕様書（電算部門関係） P10 （システムに対する機能要件） 第 26 条 9 (1)	同処理画面にて新規開栓、再開栓、閉栓等の受付並びに、使用者の口座、宛名等の異動処理ができること。とありますが、各受付処理と異動処理を同一画面で行えるという意味合いでしょうか。ご教示ください。	お見込みのとおりです。ただし、パッケージ内に既存の機能を有している場合は、同一画面での処理を可能にするためのカスタマイズは不要です。
33	仕様書（電算部門関係） P11 （システムに対する機能要件） 第 26 条 10 (11)	「消費税率の変更については、システム変更を行うことなく税率の登録で対応が可能であること。」とありますが、経過措置期間については考慮せず、消費税率の変更登録が可能であること。という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。カスタマイズは不要ですが、経過措置がある場合は別途協議とします。
34	仕様書（電算部門関係） P11 （システムに対する機能要件） 第 26 条 11 (8)	「入金処理はレジスターを使用して行い、その内容がシステムに即時に反映し、照会画面からも確認できるようにすること。」とありますが、レジスターは料金システムとは別の管理システムを導入し、料金システムへの入金処理は、別途バーコード読取や OCR 読取等による対応を想定しておりますが問題ないでしょうか。	問題ありません。



35	仕様書（電算部門関係） P12 （システムに対する機能要件） 第 26 条 12（1）	「重複納入や認定精算等に 伴う還付処理ができること。」とありますが、認定精算とは過大な認定水量で請求していたものを精算するような認識で正しいかご教示ください。	お見込みのとおりです。
36	仕様書（電算部門関係） P12 （システムに対する機能要件） 第 26 条 12（3）	「重複、過誤納及び充当管理 ができること。」とありますが、 重複と過誤納の取扱いについては、 以下の想定でよろしいでしょうか。 ・重複：調定金額満額と同一 金額の入金による過収発生 ・過誤納：調定金額とは異なる 過収が発生する入金	お見込みのとおりです。
37	仕様書（電算部門関係） P12 （システムに対する機能要件） 第 26 条 14（1）	「下水道使用料、農業集落排水施設 使用料及び汚水処理場使用料は、 上水道使用量をもって計算すること。 併せて、汚水量の加算・減算・減免 措置にも対応できること。」と ありますが、加算・減算・減免 措置は汚水量だけであり、 下水道使用料や農集排使用料では 対応なしという理解でよろしい でしょうか。 それとも汚水処理場使用料を 含めた各使用料を総じた汚水量 というのでしょうか。 もし汚水処理場使用料の場合に 特殊対応が必要ということ でしたら、その仕様をご教示 いただけますでしょうか。	下水道使用料、農業集落排水 処理施設使用料、汚水処理場 使用料は、基本的に上水道 使用量の検針数値をもって 料金計算しています。しかし ながら、すべての使用料 において上水道使用量の 検針数値に加算、減算等 して計算する場合もある という意味です。

38	仕様書（電算部門関係） P12 （システムに対する機能要件） 第 26 条 15（3）	給水停止予告書は廃止し、給水停止通知書に一本化するという認識でよろしいでしょうか。	No.6 の回答のとおりです。
39	〃	大量印刷でのシーラー利用以外に、お客様センター内で 1 枚単位での圧着も行うため、センターにシーラーの設置が必要という認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
40	〃	催告状について、「未納のお知らせ」と同一のものという認識でよろしいでしょうか。また、発行条件と発行時期をご教示ください。	「催告状」は「未納のお知らせ（＝督促状）」で未払いの使用者に対して発行する位置づけです。 発行時期は、督促納期後を想定しています。
41	仕様書（電算部門関係） P13 （システムに対する機能要件） 第 26 条 17（3）	「上水道・下水道別に時効の管理ができること。」とありますが、農集排使用料や汚水処理場使用料の時効は、下水道使用料と同じという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
42	仕様書（電算部門関係） P13 （システムに対する機能要件） 第 26 条 17（4）	「一括又は個別に不納欠損処理ができること。」とありますが、下水道使用料，農集排使用料，汚水処理場使用料については、区別なく同一処理にて欠損処理されるという理解でよろしいでしょうか。	処理自体は、一括処理で問題ないです。 ただし、結果はセグメント別でわかるようにしてください。

43	仕様書（電算部門関係） P14 （システムに対する機能要件） 第 26 条 18（7）	「統計資料を月別及び年度別で出力できること。出力に際しては、市町村別・地区別に出力できること。」とありますが、この出力指示に該当する統計資料は主要統計帳票の一部に対して必要であると解釈しております。詳細は要件定義等の打合せにて確認させていただき想定で問題ないでしょうか。	問題ありません。
44	仕様書（電算部門関係） P14 （システムに対する機能要件） 第 26 条 18（7） 統計資料の例【下水道】	「セグメント別調定収納等状況」とありますが、どのような統計資料を想定しておりますでしょうか。ご教示ください。 （※他同内容の質問あり）	下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料、汚水処理場使用料の別です。
45	仕様書（電算部門関係） P15 （システムに対する機能要件） 第 26 条 21 メーター管理に関する事項（2）	既設水道メーターに関して、選択による交換データの入力が行えること。とありますが、どのような画面遷移を想定しておりますでしょうか。ご教示ください。	システム入力の際に、登録されたメーターのデータベースからデータ抽出可能な仕組みを想定しています。
46	仕様書（電算部門関係） P15 （システムに対する機能要件） 第 26 条 21 メーター管理に関する事項（8）	「検満交換実施データ入力結果において、交換指針・メーター番号重複がある場合は、警告ダイアログを表示できること。」とありますが、交換指針の重複とはどのような状態であるかご教示ください。	交換指針を誤入力した場合に、異常水量判定し、警告が表示できるという想定です。
47	仕様書（電算部門関係） P15 （システムに対する機能要件） 第 26 条 22 データ管理に関する事項（1）	過去の調定・収納履歴データを任意の期間で保管できること。とありますが、保管とはこういった作業を想定しておりますでしょうか。ご教示ください。	サーバーでの保管が困難な場合は、CSV ファイル形式による記憶媒体への保管を想定しています。

48	<p>仕様書（電算部門関係） P15 （システムに対する機能要件） 第 26 条 23 システム管理に関する事項（4）</p>	<p>「ユーザーが必要としている抽出データを、ユーザー自身で作成できること」と記載がありますが、貴局からの指示により業務受託者が実施するライセンス体系で問題ないでしょうか。</p>	<p>営業部門については、問題ありません。 ただし、給水工事に関わる業務は直営で行うため、甲がデータ切出し作成可能であるものとします。</p>
49	<p>仕様書（電算部門関係） P15 （システムに対する機能要件） 第 26 条 23 システム管理に関する事項（6）</p>	<p>「各種帳票について、任意でソート順が選択できること。」とありますが、ソート順の選択は一部帳票で、詳細は要件定義工程または外部設計工程にてパッケージ帳票を確認頂いたうえで決定するという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>
50	<p>仕様書（電算部門関係） P16 （システムに対する機能要件） 第 26 条 23 システム管理に関する事項（10）</p>	<p>甲が使用している他システムへ CSV ファイル形式によりデータ提供ができることとありますが、想定している他システムと、提供するデータの内容について、ご教示ください。  （※他同内容の質問あり）</p>	<p>企業会計システムを使用しています。 日報作成に必要な項目をテンプレート作成し、日々データを受渡していただく想定です。</p>
51	<p>仕様書（電算部門関係） P16 （システムに対する機能要件） 第 26 条 24 給水工事に関する事項（1）</p>	<p>「料金システムとのデータ連携ができること。」とありますが、データ連携する内容は各種マスタや所有者情報を想定していますが問題ないでしょうか。</p>	<p>問題ありません。</p>

52	<p>仕様書（電算部門関係） P16 （システムに対する機能要件） 第 26 条 24 給水工事に関する事項（8）</p>	<p>講習料及びその他料金の管理ができること。とありますが、こういった料金を想定されておりますでしょうか、ご教示ください。</p>	<p>給水工事に関する手数料等として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定給水装置工事事業者指定手数料</li> <li>2 指定給水装置工事事業者指定更新手数料</li> <li>3 指定給水装置工事事業者証再交付手数料</li> <li>4 配管工登録手数料</li> <li>5 配管工登録更新手数料</li> <li>6 サドル分水栓せん孔資格者登録手数料</li> </ol> <p>その他料金として</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 配管図面等の複写代</li> <li>2 水道水販売（m<sup>3</sup>単位）</li> <li>3 その他水道局が収入するもの</li> </ol> <p>以上を想定しています。 但し、カスタマイズは不要です。</p>
53	<p>仕様書（電算部門関係） P16 （システムに対する機能要件） 第 26 条 25 その他に関する事項（2）</p>	<p>「水道料金以外の料金を登録及び調定作成できること。」とありますが、以外の料金とは下水道使用料，農集排使用料，汚水処理場使用料の各使用料という理解でよろしいでしょうか。 そうでない場合、どのような料金を指すかご教示ください。 (※他同内容の質問あり)</p>	<p>お見込みのとおりです。 手数料については No52 の回答のとおりです。</p>
54	<p>仕様書（電算部門関係） P16 （システムに対する機能要件） 第 26 条 25 その他に関する事項（9）</p>	<p>データ活用・分析する機能が備わっているものであること。とありますが、こういった機能を想定しておりますでしょうか。ご教示ください。 (※他同内容の質問あり)</p>	<p>統計資料作成及び経営戦略・アセットマネジメント分析に係るデータ活用機能を想定しています。</p>

55	仕様書（電算部門関係） P16 （システムに対する機能要件） 第 26 条 25 その他に関する事項（10）	「DV（ドメスティックバイオレンス）対象者の対応が、システム及びモバイル端末により可能であること。」と記載がありますが、パソコンおよびモバイル機器で対象者かが判明できるような表示とするという認識で問題ないでしょうか。	問題ありません。
56	仕様書（電算部門関係） P20 各業務帳票 滞納整理業務	滞納整理業務帳票について、以下の理解でよろしいでしょうか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「給水停止予告書：督促と同封し郵送」→給水停止をお知らせする文書</li> <li>・「給水停止通知書：予告書後、未納者に発送」→給水停止の執行を予告する通知書</li> <li>・「給水停止執行通知書：停水時に発行」→給水停止執行時に発行し投函する執行通知書</li> </ul>	お見込みのとおりです。ただし、委託開始時には一部変更となる箇所がありますので、要件定義時における確認事項とします。
57	仕様書（電算部門関係） P21 各業務帳票 料金業務	「未納者一覧表：収入日報の作成（水道事業会計収入日報）前日の金庫締め分と、当日の各金融機関分を合計して日報を作成」とありますが、帳票タイトルと帳票要件に相違があります。 また収入日報の場合、前日の金庫締め分と当日の各金融機関分は、収納口座への振込日（収納日）は同日という理解でよろしいでしょうか。	未納者一覧表→収納日報へ訂正願います。 収入日報については、お見込みのとおりです。

58	仕様書（電算部門関係） P22 各業務帳票 料金業務	「納入区分別調定集計表、上水口径別用途別使用水量統計表、配水系別調定集計表：米子・境港・日吉津別の調定件数、有収水量及び調定額の確認」とありますが、米子・境港・日吉津別に集計し出力する帳票は主にこの三帳票という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、配水系別調定集計表は配水区別で集計しています。
59	仕様書（電算部門関係） P22 各業務帳票 下水道業務	「督促状（下水道使用料）（農業集落排水施設使用料）（汚水処理場使用料）：納期限内に納入がない使用者に対し、法令条例の規定により納入の督促を行う。」とありますが、発行のサイクルや帳票レイアウトは同一でしょうか。 もし発行のサイクル（未納サイクル）が異なる場合、各々どのようなサイクルでしょうか。ご教示ください。	同一です。